

神奈川県開発審査会提案基準 23 「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」の一部改正の概要

1 改正の背景及び理由

働き方改革関連法の施行による時間外労働の上限規制等が適用される、いわゆる「2024年問題」や軽トラック運送業において、死亡・重傷事故数が最近6年で倍増していることを背景として、物流の持続的成長を図ることを目的に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が令和6年5月15日に公布され、法律名称も「物資の流通の効率化に関する法律」となる。

同一部を改正する法律が令和7年4月1日に全面施行されることから、「流通の総合化及び効率化の促進に関する法律」を引用している神奈川県開発審査会提案基準23「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」の規定の一部について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

神奈川県開発審査会提案基準23「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」の本文及び基準の内容の一部を次のように改正する。

新	旧
本文 市街化調整区域に「 <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> 」(以下「 <u>物資流通効率化法</u> 」という。)に基づく特定流通業務施設を建築する場合の提案基準は、当該施設が同法に基づく総合効率化計画の認定を受けたものであって、申請の内容が次の各項に該当するものとする。	本文 市街化調整区域に「 <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> 」(以下「 <u>物流総合効率化法</u> 」という。)に基づく特定流通業務施設を建築する場合の提案基準は、当該施設が同法に基づく総合効率化計画の認定を受けたものであって、申請の内容が次の各項に該当するものとする。
基準の内容 1 <u>物資流通効率化法第7条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に記載された <u>同法第4条第3号</u> に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項の特別積合わせ貨物運送をするものを除く。)の用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。 2 (以下略)	基準の内容 1 <u>物流総合効率化法第5条第2項</u> に規定する認定総合効率化計画に記載された <u>同法第2条第3号</u> に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項の特別積合わせ貨物運送をするものを除く。)の用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。 2 (以下略)

3 施行日

令和7年4月1日